

# 第三管区海上保安本部公示第4号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年3月19日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名称 東京都港湾局東京港建設事務所

(2) 住所 東京都江東区青海2-4-24

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区域 東京港新海面処分場周辺海域（付図のとおり）

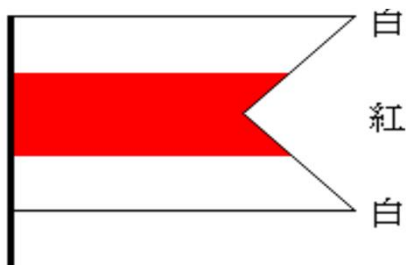
(2) 期間 令和8年4月1日から令和8年4月30日

## 3 水路測量の実施方法

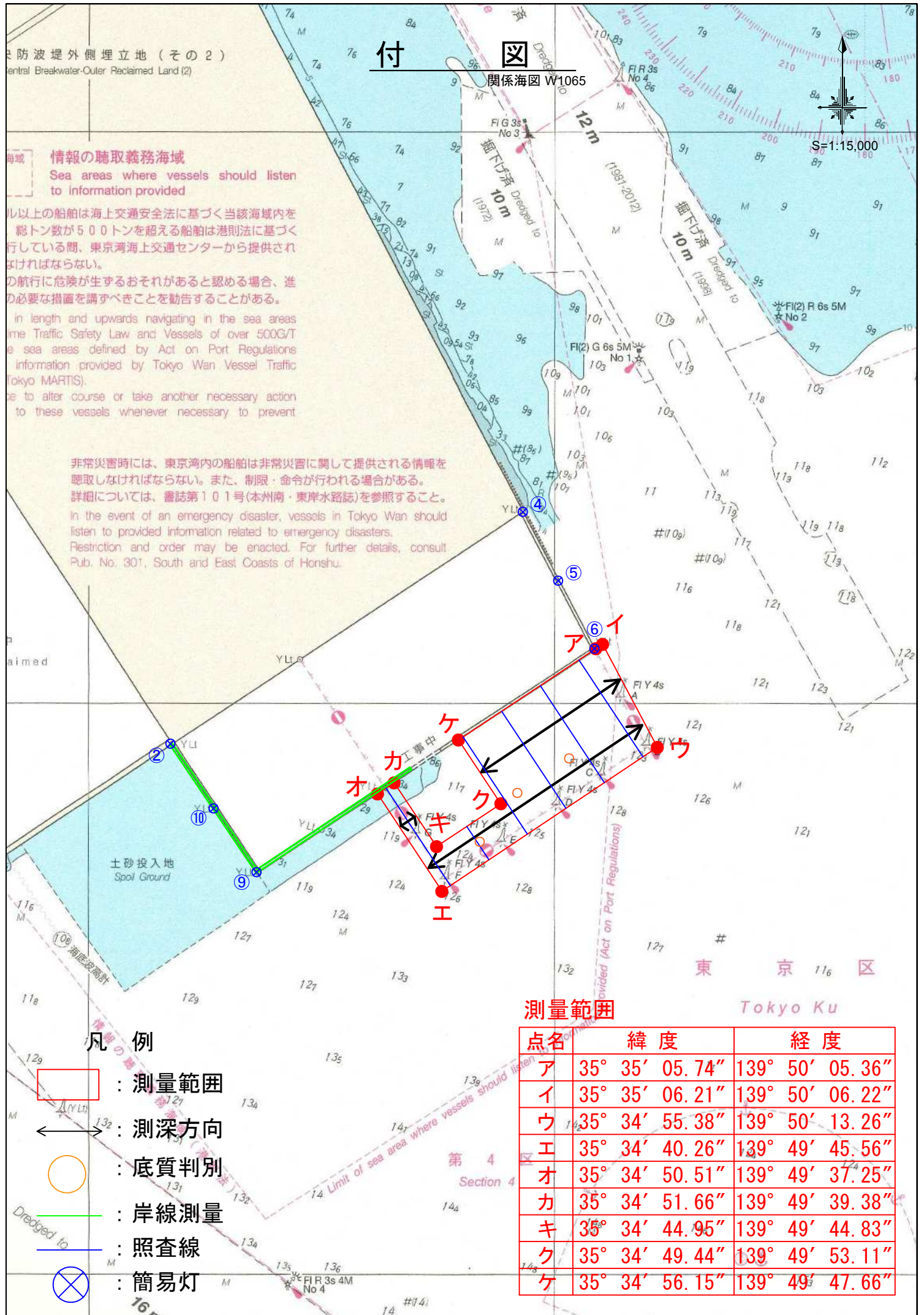
GNSSによる測位、音響測深機による測深

## 4 航行船舶に対する安全措置

(1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

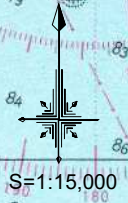


(2) 三管区水路通報に掲載する。



# 付 図

関係海図 W1065



**情報聴取義務海域**  
Sea areas where vessels should listen to information provided

凡そ以上の船舶は海上交通安全法に基づく当該海域内を総トン数が500トンを超える船舶は港則法に基づく航行している間、東京湾海上交通センターから提供される情報を聴取しなければならない。

航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合、進路を変更し必要な措置を講ずべきことを勧告することがある。

非常災害時には、東京湾内の船舶は非常災害に関して提供される情報を聴取しなければならない。また、制限・命令が行われる場合がある。詳細については、書誌第101号(本州南・東岸水路誌)を参照すること。

## 凡 例

- : 測量範囲
- : 測深方向
- : 底質判別
- : 岸線測量
- : 照査線
- X : 簡易灯

## 測量範囲

点名	緯度	経度
ア	35° 35' 05.74"	139° 50' 05.36"
イ	35° 35' 06.21"	139° 50' 06.22"
ウ	35° 34' 55.38"	139° 50' 13.26"
エ	35° 34' 40.26"	139° 49' 45.56"
オ	35° 34' 50.51"	139° 49' 37.25"
カ	35° 34' 51.66"	139° 49' 39.38"
キ	35° 34' 44.95"	139° 49' 44.83"
ク	35° 34' 49.44"	139° 49' 53.11"
ケ	35° 34' 56.15"	139° 49' 47.66"